

令和6年度人事に係る転入者への連絡事項について

令和6年3月 十島村教育委員会

今回の定期人事異動で十島村に赴任することになる教職員の皆様に、引越しに係る基本的な流れをお知らせします。今年度の異動に際しては、十島村の「フェリーとしま2」が火災事故のため3月一杯は運行できません。したがって、代船「フェリーみしま」や他の企業からチャーターした貨物船、海上タクシー等を駆使して、貨物や食料品及び燃料、旅客等を各島に運んでいる現状です。

そのような状況の中、皆様には御迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、以下に記した手順になる予定ですので、よろしくお願いいたします。

1 乗船日

乗船日は3月31日(日)、三島村営の「フェリーみしま」に決定しています。今回の人事異動で十島村に赴任する教職員全員(新規採用教員を除く)が乗船することになります。

出航時刻については20時の予定です。当日の出航の有無及び出港時刻については、出航当日の午前10時以降に、村のホームページに掲載されますので、村のホームページで確認してください。

新規採用の先生方は、荷物だけを3月31日(日)の「フェリーみしま」に積み込み、先生方自身は4月1日(月)のフレッシュ研修(12:40~15:10、県総合体育センター)を受講した後、4月2日(火)の種子屋久高速船トッピーと十島村の行政連絡船等を使い、各島に赴任していただく予定です。詳細は、十島村教育委員会にお問い合わせください。

2 基本的な流れ

例年の場合、県内居住の方については中川運輸が全ての集荷作業を請け負い、中川運輸以外の業者は、基本的に十島への引越しを請け負いません。(断られます。)理由は、鹿児島港南埠頭で、中川運輸のコンテナとはサイズの違う自社のコンテナから、中川運輸のコンテナへの詰め替え作業を引越し業者自身が行う必要があるからです。(請け負う場合には、それなりの料金が発生します。)県外からの引越しの場合、必ず「港で引越し業者自身による荷物の積み替え作業があること。」を業者に伝え、その分の料金を支払っておく必要があります。中川運輸は、積荷管理の責任上から、荷物の積み替え作業は行いません。(この確認を怠ると、引越し業者と依頼者側でトラブルになる可能性があります。)

ただし今年度は、事故による修理中でフェリーとしま2が運行できないため、使用する船舶が三島村営船の「フェリーみしま」やチャーターした各種貨物船であることから、**10Fコンテナまでの大きさであれば**、引越し業者が準備したコンテナをそのまま積み込み、島に向かうことも認められます。

3月11日には、村内各学校のホームページに、引越しに関わる文書を掲載します。また、異動発表当日の発表時刻以降に、転入する教職員には、学校から申込書がFAX等なされます。

必要書類は、学校からのFAX等、あるいは学校ホームページから御自分でダウンロードして、申し込むこととなります。

異動発表前に、前もってダウンロードして申し込んでも結構ですが、異動発表を待ってから申し込んでも十分に間に合います。

中川運輸に申し込む(連絡する)場合、およその積荷総量等について聞かれます。例年はコンテナの空き状況等を勘案し、転入される方本人と中川運輸の間で、引越しスケジュールを決定させていました。今年の集荷スケジュール決定の詳細については、中川運輸に連絡される際に各自で確認してください。

中川運輸(099-219-1191) 十島村教育委員会(099-227-9771)

《注意》

今年度途中で、大隅地区を担当していた中川運輸の関連業者が、大隅地区管内と鹿児島本港南埠頭間の運送を中止することを決めたため、大隅地区管内からの転入者・大隅地区管内への転入者のコンテナについて、中川運輸は運搬できなくなりました。したがって、大隅地区管内から十島村に赴任される方(大隅地区管内に異動される方)は、「4(2)鹿児島県外から赴任される方」と同じ方法で手続きを行い、コンテナ等を埠頭(大隅地区内の新たな任地)まで運送してください。

また3月31日(日)当日が荒天の場合、「フェリーみしま」が出航できないことも想定されます。その場合には、「赴任スケジュールの変更を余儀なくされることがある。」という点を、お知りおきください。

3 各学校のホームページへの掲載予定

- (1) 掲載予定期日 3月11日(月)以降
- (2) 掲載方法と内容 各学校のホームページに以下の文書を掲載します。
 - ア 中川運輸の「教職員引っ越し申込書(県内用)(県外用)」
 - イ 十島村教委の「3月26日(火)の転入教職員説明会の開催案内文書」
 - ウ 本文書「令和6年度人事に係る転入者への連絡事項について」

4 引越し手続きの流れ

- (1) 鹿児島県内(離島以外)に居住する教職員の引越しの手続き
 - ア 中川運輸を利用される方
 - (ア) 打ち合わせ
 - ・学校から送付されたFAX等(及び異動先の島の学校のホームページから取り出した「教職員引っ越し申込書(県内用)」)に必要事項を記入してください。不明な点は必ず中川運輸に連絡し、打ち合わせてください。
 - ・打ち合わせの上、申込書の提出については、中川運輸の指示に従ってください。
 - (イ) 申込書に記載すべきこと(詳細は申込書をご覧ください。)
 - ・積み込む自家用車等に関すること(長さ、車両番号)
 - ・乗船人数(乗船者数が限られていますので、乗船は本人及び同伴する家族に限ってください。独身者は、可能な限り本人のみでお願いします。)
 - ・使用コンテナ「スカシ(網)コンテナ、あるいは10Fコンテナのいずれか。」
 - ・申込書を中川運輸に提出することによって、乗船人数分の予約ができたこととなります。
 - (ウ) 集荷の日時
 - ・中川運輸と連絡を取り、集荷の日時を決めてください。決定した集荷日の当日、中川運輸がコンテナを指定された場所に運搬して来ます。運転手1人のみで伺いますので、荷物の量に見合う手伝い人数を御自分で確保して、集荷作業を行ってください。
 - イ 中川運輸以外の業者に自分で申し込み、集荷したコンテナを依頼業者のトラックで港に運ぶ教職員
 - (ア) 業者との打ち合わせ
 - ・申し込んだ業者とは、コンテナの種類及び運搬するトラック、集荷期日等、全ての打合せを各自で行ってください。
 - ・業者から、港に運ぶコンテナのフィート数を聞き取り、貨物船への積み込みが可能か、中川運輸に連絡を入れ、確認してください。(大きすぎるコンテナは、積み込めない場合があります。)その際に、中川運輸の引越し申込書についての問い合わせも行い、その上で中川運輸の指示に従ってください。
 - ・中川運輸以外の業者を使う方のコンテナについては、申込書の「持込」に○を付けることとなります。
 - (イ) 申し込み書に記載すべきこと
 - ・上記ア(イ)と同じ内容です。
- (2) 鹿児島県外から赴任される方(初任研免除の新規採用教員、県外からの臨時的任用教員)
 - ア 留意事項
 - (ア) 県外から来られる方は、全て本人が現居住地の近隣で引越し業者に依頼し、決定した船舶の運行日(3月31日)までに、コンテナを鹿児島本港南埠頭としま待合所に運ぶ。
 - (イ) 中川運輸(株)としま航路代理店住所
892-0814 鹿児島市本港新町6番地 鹿児島本港南埠頭 としま待合所
 - イ 業者との打ち合わせ等
上記イ(ア)、ア(イ)と同じ内容です。

令和6年3月21日

転入教職員及び新規採用教員 各位

十島村教育委員会
教育長 木戸 浩

令和6年度転入教職員及び新規採用教員に係る宣誓書
着任届・免許状の提出について（依頼）

このことについて、下記のとおり提出してください。

記

1 提出期限

(1) 宣誓書及び着任届

宣誓書及び着任届の様式は、転入教職員説明会で配付します。宣誓書及び着任届は着任後に校長に提出してください。

(2) 免許状の写し

転入教員の免許状等のPDFデータは、4月12日（金）を期限として、校長が十島村教育委員会に送信することになっています。着任後すぐに全ての所有免許状等の写しを作成し、校長に提出してください。

※ 免許状については、転入された教員等（管理職も含め）が有する全ての免許状（両面記載の場合は両面とも印刷。幼稚園、高等学校・特別支援学校を含め、全ての学校種）及び免許状更新講習修了確認証明書・免許状更新講習免除証明書・臨時免許状等の写しを、校長に提出してください。

2 提出先

各義務教育学校の校長

3 その他

免許状及び更新講習修了証明書等は、所有免許状調査や兼務申請等の事務処理に必要となることから、年度当初で転入教職員全員分の免許状の写しを集め教育委員会で保管しています。漏れのないようよろしくお願いします。

異動後すぐに免許状の写し（更新講習修了証明書）が必要になること、及び必ず島に持参し、それらの写しをすぐに校長に提出する必要があることを踏まえ、確実な保管と写しの準備をお願いします。

令和6年3月21日

転入教職員 各位

十島村教育委員会
教育長 木戸 浩

令和6年度 十島村転入教職員乗船前の打合せ会について（依頼）

このことについて、下記のとおり行いますので、参加についてよろしくお願ひします。

記

- 1 会の実施日時
令和6年3月31日（日） 18:00 ～ 18:20
- 2 実施場所
としま待合所
（フェリーは「三島の埠頭」から出航しますが、会の実施場所は、その道路向かいにある十島の埠頭側の「としま待合所」です。）
- 3 参加者
全ての転入教職員（新規採用教員は、参加の必要はありません。）
- 4 会順
 - （1）開会の言葉
 - （2）教育長あいさつ
 - （3）転入教職員代表者への辞令交付
 - （4）転入教職員代表者の宣誓
 - （5）転入教職員代表者のあいさつ
 - （6）閉会の言葉
- 5 留意事項
宣誓書を読み上げる代表の方は、当日宣誓書を持参してください。その他の方は、着任後に学校で提出してください。

【注意事項】

- 当日は、マスクを着用して集まってください。
なお、発熱又は風邪の症状がある場合には、異動先の校長先生（校長先生が異動する学校は、後任の校長先生に）連絡の上、出席を御遠慮ください。
(099-227-9771 十島村教育委員会 担当：今村)

令和6年3月21日

転入教職員 各位

十島村教育委員会
教育長 木戸 浩

十島村に転入する教職員の「待合所」及び鹿児島本港南埠頭
における見送りについて（依頼）

標記の件については、例年十島村役場及び港湾関係者の御厚意により、岸壁における見送りが許可されているところです。

今回の赴任につきましては、フェリーとしま2の事故及びその後の修理作業のため、三島村営船「フェリーみしま」を使うこととなります。

「フェリーみしま」用フェリーターミナルについては、埠頭の広さが限られており、狭い範囲に大人数が集まることになると、事故発生の恐れがあります。

更に人の密度が高まることで、現在もまだ流行が続いている感染症の拡大リスクを高めてしまうことも予想されることから、見送り人数に関しては、下記のとおり御協力をいただくこととしました。

つきましては、十島村の各義務教育学校への赴任に係る港での見送り等に当たり、下記に十分配慮し、遵守していただくようお願いします。

記

1 見送りの範囲

見送りについては、原則として家族のみとしてください。これまでの勤務校の職員等の見送りについては、学校での見送りとするようお願いいたします。どうしても港まで行かなければならない理由がある場合であっても、見送りの人数は最低限になるよう十分な配慮をお願いします。

特に、これまでの勤務校の保護者や児童生徒については、転落や事故等の未然防止及び感染症の拡大防止の観点から、港における見送りを自粛していただくよう要請してください。

2 配慮事項

- 紙テープの使用は禁止されています。
- 船内への横断幕の設置も禁止されています。また、極少人数の見送りであっても、感染症の拡大防止の観点から、離岸の際等に大声を発すること・校歌等を合唱すること等については、くれぐれも控えるようにし、静粛な見送りをお願いします。
- 港にお越しの際は、必ずマスク着用をお願いします。なお、乗船される方については、本人及び家族であっても、当日に発熱又は風邪の症状がある場合には、乗船及び見送り等を御遠慮くださるようお願いいたします。